

# 第18回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成18年6月28日(水)午前9時～午前10時10分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者(敬称略)

委 員 井上正二、下村敏博、中尾芳己、南条晴世、福中眞美、眞杉紀久代、  
山田弘己

事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 新谷厚、情報公開室長 堀本  
慎一、同室主査 真銅美雪

配付資料 1 レジユメ

2 委員名簿

3 平成17年度生駒市の情報公開・個人情報保護制度運用状況報告  
書

議 題 1 委員の紹介

2 会長の選出について

3 副会長の選出について

4 その他

(1) 平成17年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況につい  
て

(2) 連絡事項

審議内容

会議に先立ち、事務局から会議録作成のためのテープレコーダーの使用につい  
ての申出があり、会議録作成後は消去するという条件で了承された。

1 委員の紹介

2 会長の選出について

会長に下村敏博委員を互選により選出した。

### 3 副会長の選出について

副会長に風間規男委員を互選により選出した。

(風間委員が、欠席されていたため、事務局から経緯を説明した上で、ご本人の了承を得ることとなったので、会議終了後、経緯を説明し了承を求めたところ、快く了承していただいた。)

### 4 その他

新任委員での初めての会議であるため、会議録の作成方法と会議の傍聴希望があったときの取扱いについて、事務局から確認したい旨の申出があり、会議録については、審議の経緯経過が分かるような要旨議事録を事務局で作成し、各委員に承認を得た後、ホームページ等で公開すること、会議の傍聴については、希望があったときに、その都度、会長と副会長が協議し、傍聴を認めるかどうか決定することが了承された。

〔質疑〕

Q 過去に傍聴希望はあったか。

A ない。

Q 審議会の開催予定を広報などでPRするのか。

A 現段階では考えていない。

〔意見〕

会議が公開されることで、率直な意見交換が妨げられるおそれがあるのでは。

公開することの、メリットとデメリットがある。

#### (1) 平成17年度情報公開及び個人情報保護制度運用状況について

事務局から概要を説明

〔質疑〕

Q 「開示請求」と「開示の申出」の違いは。

A 生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条では、公文書の開示を請求することができる者を、市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者と規定している。

これらの請求権を有する者が市に公文書の開示を求める場合は「開示請求」となり、市はこれに応じなければならない条例上の義務がある。請求権を有する者以外の者が公文書の開示を求める場合は、条例第13条に規定する「公文書の任意的開示」となり、「開示の申出」となる。「申出」に対しては、市は事務に支障のない範囲で応ずる努力義務がある。

また、請求権者であっても、平成10年3月31日以前に決裁等が終了した公文書の開示を求める場合は、「開示請求」ではなく「開示の申出」となるが、これは、条例の施行が平成10年4月1日からであり、施行日以降に決裁等の手続が終了した公文書について適用するとしたためである。

本市の場合、「申出」も「請求」に準じて処理を行っているが、「申出」は、条例上の請求権の行使として行われるものでないため、それに対する回答は行政処分とならず、不服申立や行政事件訴訟の対象にはならない。

## (2) 連絡事項

事務局から、個人情報の外部提供についての諮問が出てくる予定があるため、後日、日程調整を行いたい旨の連絡があった。

また、会議録については、「案」ができ次第、各委員に送付するので確認していただきたい旨の依頼があった。